

商品概要説明書

スマート・カードローン

(2024 年 4 月 1 日現在)

商品名	スマート・カードローン
ご利用いただける方	○お借入時の年齢が満 20 歳以上 65 歳未満の方。 ○以下①～④の継続して安定した収入のある方。 ① J A 住宅ローンを利用している方で前年度税込年収 250 万円以上の方。 …A タイプ ②農産物代金、給与、年金のうちいずれかの振込口座が J A に指定されている方で前年度税込年収 250 万円以上の方。（農業従事者の方は前年度税込年収 150 万円以上）…B タイプ ③上記①、②および下記④のいずれにも該当しない方。…C タイプ ④ J A 役職員、J A 系統役職員、J A 関連会社役職員である場合…D タイプ ○ J A（他 J A を含む。）との間でカードローン取引を行っていない方。 ○過去に不渡り、延滞等の事故がなく、㈱ジャックスの保証が受けられる方。 ○営業エリア内に在住または在勤の方。
資金使途	○生活に必要な一切のご資金とします。
契約金額	○10 万円以上 300 万円以内とし、10 万円単位とします。 ※住宅ローン利用者で返済実績が 1 年未満の場合は 100 万円以内。 ※主婦、パートの場合は 20 万円以内。
契約期間	○ご契約日から 2 年後の応答日の属する月の 5 日（休日の場合は翌営業日）までとします。ただし、ご契約者から解約の意思表示がなく、当 J A がその信用状況について所定の点検を行った結果、契約の更新に支障がないものと判断した場合は、さらに 2 年間延長するものとし、以後も同様としますが、満 65 歳の誕生日以降は契約の更新は行いません。 ※A タイプは、当 J A で住宅ローンをご利用いただいているお客様向けの商品です。当 J A の住宅ローンのお取引が終了した場合は、原則本商品についてもあわせて解約いただきます。（ただし、通常完済によるお取引終了の場合は、上記の契約期間内に限り、引き続き本商品をご利用いただけます。）
借入利率	○変動金利とします。 ○お借入利率は、3 月 1 日、6 月 1 日、9 月 1 日および 12 月 1 日の基準金利（短期プライムレート）により、年 4 回見直しを行い、4 月、7 月、10 月および 1 月の利息決算日（約定返済日）から適用利率を変更いたします。 ○お借入利率には、年 2. 3 ～ 4. 5 % の保証料を含みます。 ○利率は店頭に掲示します。詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。

返済方法	○約定返済 毎月5日（休日の場合は翌営業日）を約定返済日とし、前月約定返済日現在のお借入残高に応じて返済用貯金口座からの自動引落しによりご返済いただきます。具体的なご返済額は次のとおりです。 <table border="1" data-bbox="472 342 1257 692"> <thead> <tr> <th>貸越極度額</th><th>毎月の定額返済額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50 万円以下</td><td>1 万円</td></tr> <tr> <td>50 万円を超えて 100 万円以下</td><td>2 万円</td></tr> <tr> <td>100 万円を超えて 150 万円以下</td><td>3 万円</td></tr> <tr> <td>150 万円を超えて 200 万円以下</td><td>4 万円</td></tr> <tr> <td>200 万円を超えて 250 万円以下</td><td>5 万円</td></tr> <tr> <td>250 万円を超えて 300 万円以下</td><td>6 万円</td></tr> </tbody> </table> ○任意返済 毎月の約定返済のほかに、当 J A 窓口あるいは A T M から貸越専用口座へ随時ご入金（ご返済）いただくことも可能です。ただし、随時ご入金（ご返済）いただきましても毎月のご返済（約定返済）をされたことにはなりませんので、次回の約定返済日に返済用貯金口座から約定返済額の引落としが行われます。	貸越極度額	毎月の定額返済額	50 万円以下	1 万円	50 万円を超えて 100 万円以下	2 万円	100 万円を超えて 150 万円以下	3 万円	150 万円を超えて 200 万円以下	4 万円	200 万円を超えて 250 万円以下	5 万円	250 万円を超えて 300 万円以下	6 万円
貸越極度額	毎月の定額返済額														
50 万円以下	1 万円														
50 万円を超えて 100 万円以下	2 万円														
100 万円を超えて 150 万円以下	3 万円														
150 万円を超えて 200 万円以下	4 万円														
200 万円を超えて 250 万円以下	5 万円														
250 万円を超えて 300 万円以下	6 万円														
利息の計算方法	○毎日の最終残高について付利単位を 100 円とした 1 年を 365 日とする日割計算とします。														
担保	○不要です。														
保証人	○当 J A が指定する保証機関（株式会社ジャックス）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。														
手数料	○A T M・C D をご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。														
苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当組合金融共済部金融課（電話：0 1 8 6－2 2－2 0 1 0）にお申し出ください。当組合では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：0 3－6 8 3 7－1 3 5 9）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当組合金融共済部金融課または J A バンク相談所にお申し出ください。 仙台弁護士会（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。）														
その他	○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合														

	もごさいますので、あらかじめご了承ください。 ○印紙税が別途必要となります。 ○その他ご不明の点がございましたら、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。
--	--

J A かつの